

質問	回答	説明会資料の関連ページ
<b>IMDS利用環境</b>		
IMDSを始めるための準備事項は？（会社の登録、ユーザ登録、費用や支払い方法など）	<p>IMDSを利用するためには企業情報を登録し、ユーザーIDとパスワードを設定する必要があります。</p> <p>■ <b>会社情報の登録方法について</b>  <a href="#">Material Data System(IMDS)ユーザーマニュアルの2.2 企業登録</a> を参考にしながら登録作業を進めてください  Material Data System(IMDS)ユーザーマニュアルはこちらからご確認ください→  <a href="https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja">https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja</a></p> <p>■ <b>ユーザー登録について</b>  物質調査業務の管理者と実務者が1名の場合は<a href="#">Material Data System(IMDS)ユーザーマニュアルの2.2 企業登録</a> を参考にしながら登録作業を進めてください。  物質調査業務の管理者と実務者が複数名の場合は、ユーザーマニュアルの2.2 企業登録の後に<a href="#">9.6.2 ユーザーの作成</a> を参考にしながら登録作業を進めてください。</p> <p>■ <b>IMDS使用料について</b>  IMDSは基本的に使用料はかかりません。ただし、自社の管理システムとIMDSを自動連携させる場合は課金が必要です。</p>	11 - 12ページ
IMDSを始めるにはどのような環境が必要か（パソコン、タブレット、スマホは使用可能か）	<p>下記システム環境の要件を満たしていればパソコン・タブレット・スマートフォンのいずれでも作業可能ですが、入力作業に適したパソコンの利用をお勧めします。</p> <p>■ <b>IMDSを利用するためのシステム環境</b>  IMDSホームページ &gt; IMDSのシステム情報 よりご確認ください</p>	—
<b>運用ルール</b>		
IMDSでは仕入先から受け取ったデータを修正する場合どうしたらいいか	<p>JAPIAシートとIMDSの運用ルールは基本的には同じで、自社で仕入先から受領したデータを修正する事はできません。仕入先に修正を依頼してください。  物質調査ツールにおけるIMDSの特徴は、説明会資料の<b>6.主な切替準備 2) IMDSのメリット</b> をご確認ください。</p>	19 - 20ページ
IMDSの詳細ルールを知りたい	<p>IMDSのルールはレコメンデーションに記載されています。基本的なルールは<a href="#">IMDS001 General Structure</a> および <a href="#">IMDS001a General Structure Annex I</a> をご参照ください。日本語資料も準備されています。  レコメンデーションは材料や報告内容ごとに用意されています。</p> <p>■ <b>IMDS レコメンデーションの掲載場所</b>  IMDSログイン &gt; (左上)ヘルプ &gt; レコメンデーション よりご確認ください</p>	—
IMDSでつまづいたら、JAPIAシートで受け付けてくれるのか	<p>報告先と調整のうえご対応をお願いします。  IMDS初回登録、データ作成・入力については<a href="#">Material Data System(IMDS)ユーザーマニュアル</a>、<a href="#">レコメンデーション</a> をご参照ください。</p> <p>■ <b>IMDSユーザーマニュアルの掲載場所</b>  <a href="https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja">https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja</a></p> <p>■ <b>IMDS レコメンデーションの掲載場所</b>  IMDSログイン &gt; (左上)ヘルプ &gt; レコメンデーション よりご確認ください</p>	—
仕入先からIMDS対応を拒まれたが、客先がIMDSを要求している場合は、どう対応すればいいのか 客先から了承をもらえればJAPIAシートでもよいのか	<p>どのツールで調査・報告するかは報告先と調整のうえご対応をお願いします。  顧客の合意を得ていれば問題ありません。</p>	—
2027年以降はJAPIAシートを利用した物質調査はできないのか	<p>自動車部品の物質調査はIMDSの利用を推奨します。建設機械・産業車両・農業機械の業界のJAPIAシート参画企業とそのサプライチェーン上の各サプライヤーは2027年以降もJAPIAシートを利用できます。  詳細は説明会資料の<b>8. 自動車部品サプライチェーン以外の対応</b> をご確認ください。</p>	23 - 26ページ
IMDSへ移行しなければならない理由が分からない。IMDS移行したい企業のみが対応すれば良い。 JAPIAシートでは何が不十分なのか？	<p>今後、IMDSの要求範囲（カーボンフットプリントなど）が大きく拡張されIMDSの様なデータベースで管理しなければ社会要求および顧客要求を満足する事ができなくなります。  また、IMDS利用に切替えなかった場合のリスクを説明会資料の<b>4. 運用切替の重要性</b> にて紹介しております、ご確認ください。</p>	8ページ
電子電機用の電線（汎用的）を扱っているが、JAPIAシートで対応しており、その先の顧客が自動車部品かどうかはわからない。 自動車向けで作っているわけではないため、自動車部品以外と扱ってよいのか。 IMDS提出を強要されることはないか。 （調査ツールをIMDSに切替えた場合）化学物質の登録は対応できるかもしれないが、CFPIは対応できるか心配している。	<p>顧客がわからないと自動車部品以外と扱っていいと言いきれません。  原則、顧客から要求されるツールで回答しなければならないためIMDSを要求される可能性があります。  IMDSの使用企業が増加する傾向にあり、直接の顧客がIMDSに切り替わるタイミングがあると思うので、その際は貴社においてもIMDSで対応することになります。</p>	—
自社が2次仕入先であればIMDS対応を拒むことはできるか？	<p>報告ツールについてはB to Bでご相談ください  説明会資料の <b>4. 運用切替の重要性</b> で説明した通り、今後製品カーボンフットプリント・サーキュラーエコミーやケミストリーマネージャーのような調査の増加が予想されます  JAPIAシートを利用し続けた場合様々な様式の調査が別途顧客から依頼される可能性はご承知おきください</p>	8ページ
2027年10月までに全ての川上企業、サプライチェーン全てにおいてIMDSへの切替えを行うという認識で良いか？	<p>自動車のサプライチェーンのみを切替の対象としております、建設機械・産業車両・農業機械のサプライチェーンはJAPIAシートを継続してご利用いただけます</p>	—
川上側になるほど自動車部品に自社の部品が使われていると思っていない仕入先が増えてくると考えるが、その様な企業についてもIMDSへの企業登録が可能か？	<p>IMDS企業アカウントがあればIMDSに登録いただく事ができます。  川上企業の場合最終製品の用途が自動車か判断できないため最終製品用途を把握できる川下企業や納入先がサプライチェーンを通じて報告ツールを指示する事 または IMDS報告の対象となる品番を特定しあらかじめ示しておく事をお勧めします。  川上企業がIMDSでの報告を拒否した場合はB to Bで協議ください。</p>	—
B to Bでの合意の基での運用となると思うが、自動車部品以外も製作している仕入先に対してIMDSでのデータ提出を求めることに問題があるか？	<p>自動車部品と非自動車製品の共通部品であれば物質調査の重複を避けるためにIMDSを使って調査する事ができます</p>	—
説明会で、JAPIAシートよりIMDSの方がメリットがあると認識したが、JAPIAシートを残しておく理由を教えてください。 また、結局はお客様の要求に従うしかないが、自動車部品と自動車部品以外に分ける理由は？	<p>JAPIAシートは自動車部品だけでなく建設機械・産業車両・農業機械のサプライチェーンの物質調査にも使用しています。一方で自動車部品の物質調査ツールはIMDSもあります。今後規制要求の拡大が予想される製品カーボンフットプリントやサーキュラーエコミーなどの社会課題要求へ対応しているIMDSの利用を自動車部品については推奨する事にしました。</p>	—
説明会資料のP8に記載されているIMDSの将来の新たな要求に対して、JAPIAシートの様式を更新する予定はあるか？	<p>今後のJAPIAシート書式や項目をIMDSに追従させる予定はありません。  法規要件についてはIMDSに追従しない形式で追加する可能性はあります。</p>	—
<b>作業</b>		
IMDSの作業マニュアルを知りたい	<p><a href="#">Material Data System(IMDS)ユーザーマニュアル</a> に基本的な作業や用語の説明が掲載されています。</p> <p>■ <b>IMDSユーザーマニュアルの掲載場所</b>  <a href="https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja">https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja</a></p>	—
大幅な更新があるので、定期的に講習を受けたい。IMDS運営会社のDXCはコロナ禍以降降合講習を実施していない。JAPIAからDXCに依頼できないか。また、その他受講できる教育一覧などを作成して公開できないか。	<p>JAPIAでは操作方法に関するセミナーは行っていませんが、セミナーの必要性を認識しておりDXCと議論している最中のため、決まり次第ご連絡します</p>	—
IMDSにデータを作る方法は画面直接入力以外に方法はありますか。	<p>自社のIMDSデータ管理システムでデータを作成し、IMDSに報告する方法があります。自社システムとIMDSを自動連携させる場合は有料契約を結ぶ必要があります。</p> <p>■ <b>IMDS Advanced Interface (IMDS-AI) 概要</b>  <a href="https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-ai">https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-ai</a></p> <p>■ <b>IMDS Advanced Eccelerator (IMDS-A2) 概要</b>  <a href="https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-a2">https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-a2</a></p>	—
今までの作成したJAPIAシートのデータは一括でIMDSに登録はできるのか。過去データはどうしたらいいか？	<p>項目はIMDSとJAPIAシートは基本的には同じなので、必要なデータから優先順位を付けてIMDS画面で入力する事ができます。または、優先度が高いデータから仕入先にIMDS形式でもらうようにして下さい。  データが古い場合はデータ更新を兼ねて仕入先からIMDS形式でもらい直す事をお勧めします。  過去データで必要なデータが大量にありマニュアル入力力が難しい場合は、IMDS有料契約を結び社内システムやプログラムを準備いただく事で過去に収集したJAPIAシートをIMDSに自動で取り込むことが出来ます。過去データを一括でIMDSに取り込みたい場合はJAPIAにご相談ください。なお、一括で取り込む際JAPIAシートはXML形式でなければいけません、JAPIAシートのXML変換についてもJAPIAへご相談ください。  過去データの収集および移行期間中のデータ収集に関する注意事項は説明会資料の<b>7. 注意事項</b> をご参照ください。</p>	22ページ
IMDSの提出ルートはJAPIAシートと同じか(商社などが入ってる場合も同等か)	<p>基本は商流に沿ってご提出ください。</p>	—

質問	回答	説明会資料の関連ページ
JAPIAシートとIMDSで要求される内容の大きな違いは？（JAPIAシートで入力していなかった情報が必要になるか？）	2025年以降はIMDS入力項目にカーボンフットプリントやカーボンニュートラルなどの拡張が検討されています。	—
自動車部品7割、自動車部品以外も扱っている。JAPIAシートメインで運用しており、大手の部品メーカーがIMDSの移行も進んでいるためIMDSでの管理も進めているが、IMDSでもらったものをJAPIAシートに変換するのに時間がかかっているため、良いツールなどないかアドバイスがほしい。CAMDS変換ツールもJAPIAシートからの変換となっているため、IMDS>JAPIAシート>CAMDSになってしまうので工数がかかる。	大前提として自動車部品以外はIMDSでの調査はIMDSの使用条件違反となります。その前提の上で自動車と非自動車共通部品をIMDSで受領しJAPIAシートやCAMDSに変換するケースはあります。市販のツールもあるのでJAPIAに問合せいただければ紹介します。CAMDS変換ツールのをどこまで維持するかは決まっていないため、決まり次第公表します。	—
ケミストリーマネージャーでN次仕入先から依頼がくる場合はどこ向けかわからない	IMDS以外の場合は別の方法でケミストリーマネージャー入力内容を確認することになります。IMDSの場合はサプライチェーン上の企業（企業名は非開示）から依頼が来ます。	—
IMDS切り替えに対しては、どこに相談したら良いか？	切替の相談はJAPIAまで問合せください <b>■ 問合せ先</b> <a href="https://www.japia.or.jp/contact_gijyutsu/">https://www.japia.or.jp/contact_gijyutsu/</a>	—
自動車部品に関してはIMDSで仕入先に調査するとは、どのように調査依頼をしたら良いか。	IMDS機能で依頼することができます、基本的な操作方法はIMDS操作マニュアルに記載されていますのでご確認ください。またJAPIAシートの運用と同様に仕入先に対してメールで調査対象品番やIMDS企業ID(送信先)や納期と共に報告ツール(たとえばIMDSやJAPIAシート)を連絡の上データ提出を依頼することもできます。 <b>■ IMDSユーザーマニュアルの掲載場所</b> <a href="https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja">https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja</a>	—
仕入先が材料メーカーの場合、なかなかIMDSへの登録を受領してくれないと予想するが、そのような場合、どのように対応すればいいか？自社で材料の性状変化を担保して顧客へ伝達すればいいか？	IMDSとJAPIAシートの化学物質情報については大きく異なる点はありません、従来JAPIAシートなどIMDS以外のデータで報告いただいていたのであればデータ作成において大きな課題はないと推測します。IMDSは最終製品の性状を入力する運用なので化学変化前の化学品の成分情報はIMDS以外の方法で入手いただき、貴社でIMDSに最終製品の性状を入力ください。	—
ケミストリーマネージャー機能が追加され、規制情報の登録依頼が直接届く(主に材料)ようになるが、材料メーカーがIMDSを作成できず自社が含有化学物質情報を入力してIMDS入力を代行しているような場合だと規制情報の登録依頼があった場合は自社が登録をおこなう事になるのか？	その理解で正しいです。ケミストリーマネージャーの問合せに回答するために材料メーカーに別途問合せが必要です。	—
IMDSで稼働を始めるにあたって、JAPIAシートでのエラーチェック項目も、もれなく反映されるのか？JAPIAシートのエラーチェックと、IMDSでのエラーチェックとで相違点等があるか？何かしらのエラー等がスルーしてしまう事が心配。	IMDSとJAPIAシートのエラーチェックは全てが同じではありません。材料情報の入力についてはIMDSの方が自由度が高いです。 <b>■ IMDSでのエラーと警告</b> <a href="https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/faq/-/asset_publisher/AuVyF7A3kM3i/content/imds-errors-and-warnin-1">https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/faq/-/asset_publisher/AuVyF7A3kM3i/content/imds-errors-and-warnin-1</a>	—
<b>社内体制</b>		
JAPIAシートとIMDSとで、データ作成体制に変更が必要か？IMDS作業担当者を何人配置したらいいか	IMDSに切替えてもデータ作成体制に大きな変更はありません。ただし、下記の場合は一部体制の変更の可能性が有ります； [事例] JAPIAシートの内容をマクロや社内ツールを使って確認している場合 IMDS内のデータをエクセル形式やCSV形式でダウンロードできないためIMDS画面で確認する事になります	—
自社がIMDSを提出するために、自社サプライヤーもIMDSを提出してもらう必要があるか？	説明会資料の4. <b>運用切替の重要性</b> に記載される通り、サプライヤーにIMDSを提出してもらわない場合、IMDS上のデータのつながりが途絶え貴社がIMDSの新たな法規要求に答える事になります。その場合、要求に応えるためにJAPIAシートなどの物質調査ツールとは別の調査が必要となり貴社の管理が煩雑になる事が懸念されます。	8ページ
<b>社内システム</b>		
どのような場合に社内システムを導入した方が良い？	データ報告量が多い場合に作業の効率化を図るために社内システムを導入する企業が多いです。	—
社内システムのためのベンダーを選ぶ基準はなにか	基準は企業によって異なりますが、社内システムを導入している多くの企業は自社の部品表との連携、既存作業フローへの合せ込み、システム導入の費用対効果、システムの維持管理を考慮してベンダーを選定しています。	—
IMDSの改訂頻度はどのくらいか、都度社内システムの改修が必要になるのか。	社内システムに影響のある改訂はおおよそ1～1.5年ごとに発生し、社内システムに影響がある場合は社内システムの改修が必要になります。IMDS新機能運用開始の4か月前にはIMDSモデルオフィス(IMDSのデモンストレーション)が利用可能となり動作確認ができます。また、IMDS新機能の詳細は運用開始の2か月前にリリースノートで確認する事ができます。	—
現在 弊社システム運用のために、申請してJAPIAシート BSLを受領している。2027年10月以降も JAPIAシートのBSLが更新された場合は BSLを受領する事ができるのか？	2027年10月以降もお申し出頂いた方にはBSLを提供します。ただし説明会資料の <b>8.自動車サプライチェーン以外の対応 2) JAPIAシート改定の考え方</b> にあるように2027年10月以降のJAPIAシートBSLはIMDSに関わる更新を実施せずIMDSとの互換性がなくなります。	23 - 26ページ
<b>IMDSで開示される情報</b>		
サプライチェーン上の全企業がIMDSで報告してサプライチェーンがすべてつながった場合、OEMからN次仕入先までのつながりがすべてわかるようになるのか。	直接のやりとりをしている企業のみ開示されます	—
企業名が開示されないということはレコメに書いてあるかあれば記載されている箇所を教えてください	<i>IMDS使用条件確認書</i> 4ページに下記記述があります； IMDS のデータは、サプライチェーンの開示やサプライヤーの商品コストの評価のために使用してはなりません。 <i>IMDSユーザーマニュアル</i> 105ページに下記記述があります； 送信側企業が提出したデータシートを、受信側企業が自身が作っているデータシートの構成（子供）として参照し、それを受信側企業の顧客に対して提出した場合、受信側企業の顧客も、送信側企業が提出してデータシートを見ることになります。ただし、その顧客は上記送信企業の企業情報に関しては見る事ができません。 <b>■ IMDS使用条件確認書 V6.0（日本語参考訳）</b> <a href="https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/IMDS_ToU_6.0_ja.pdf">https://public.mdssystem.com/documents/10906/16811/IMDS_ToU_6.0_ja.pdf</a> <b>■ IMDSユーザーマニュアルの掲載場所</b> <a href="https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja">https://public.mdssystem.com/documents/d/imds-public-pages/imds_usermanual_14-3_ja</a>	—